一般財形預金

商品内容	・主に給与天引により貯蓄される財形貯蓄預金です。 ・目的を定めずに、財産形成にご利用いただけます。
ご利用いただける方	当金庫と財形貯蓄契約を締結している企業にお勤めの個人のお客さま
期間	3年以上15年以内
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・給与・賞与からの年1回以上一定の時期での給与天引によるお預け入れ ・1,000円以上 ・1円単位 ※お預け入れ開始から払い戻しまでの間、年2回（6月末、12月末)、「財産形成預金残高のお知らせ」を送付いたします。
払戻方法	事業主または給付金支払機関を通じたお申し出により払い戻しいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利となります。預入日の300万円未満のスーパー定期預金2年ものの店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ※預入期間が2年以上の場合、預入日の300万円未満のスーパー定期預金2年ものの店頭表示の利率に優遇金利を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。優遇金利については、窓口にお問い合わせください。 ・満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。 ※満期日以後の利率は、解約日または継続日における普通預金利率を適用いたします。
税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
手数料	－
付加できる特約事項	各種財形融資制度をご利用いただけます。窓口にお問い合わせください。
中途解約時のお取り扱い	積立定期預金（単利確定日型）の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

	・事業主を通じてお申し込みください。